

令和 5 年 1 月 27 日

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

「未利用口座の取扱い開始」および「未利用口座管理手数料の新設」について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、口座不正利用の被害防止のため、長期間ご利用のない普通預金口座（総合口座・貯蓄預金含む）を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくと共に、令和 4 年 4 月 1 日より 2 年以上ご利用の無い口座に対しまして、未利用口座管理手数料を適用いたします。（令和 4 年 3 月 31 日以前に開設された口座も含まれます。）

「未利用口座」および「未利用口座管理手数料」の詳細は、以下のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座の取扱い開始

(1) 未利用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（無利息型預金を含む）、総合口座預金（総合定期がある場合は除く）、貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いいたします。日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございません。

(2) 未利用口座管理手数料について

- ①未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が「未利用口座」となった場合、当組合にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。
- ②ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、年間 1,320 円（税込）の手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）
- ③ただし次の場合は未利用口座管理手数料の対象外といたします。
 - ・ 該当未利用口座の残高が 1 万円以上ある場合
 - ・ 同一のお客さま番号で、他に定期性預金、お借入れ（当座貸越を含む）がある場合
 - ・ 当該口座名義人が 18 歳以下である場合※ご案内を差し上げて 3 か月以内に再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。
※紛失、盗難などにより停止されている口座についても、未利用口座管理手数料の対象となります。

(3) 口座の自動解約

- ①お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。また、手数料引落日に残高が0円である口座につきましても、同様に解約いたします。
- ②なお、一部ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

(4) 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ

- ①未利用口座管理手数料引落しの対象となった口座をお持ちのお客さまへ、お届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。
- ②このご案内以降、ご入金またはお支払いのお取引をいただくか、当該口座ご利用の予定が無い場合は、ご解約されることをお勧めいたします。
ご案内を差し上げて一定期間（約3か月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。
- ③ご案内を差し上げて一定期間（約3か月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをいたします。
※送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものといたします。
※未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

2. 未利用口座管理手数料の新設

(1) 新設する手数料名称

未利用口座管理手数料

(2) 手数料金額

年間 1,320円（税込み）

(3) 取扱開始日

令和5年4月3日（月）

以上